

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年5月23日
【会社名】	ダイヤモンド電機株式会社
【英訳名】	DIAMOND ELECTRIC MFG.CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO兼グループCEO 小野 有理
【本店の所在の場所】	大阪府淀川区塚本1丁目15番27号
【電話番号】	06(6302)8141(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 CFO 徳原 英真
【最寄りの連絡場所】	大阪府淀川区塚本1丁目15番27号
【電話番号】	06(6302)8141(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 CFO 徳原 英真
【縦覧に供する場所】	ダイヤモンド電機株式会社 鳥取工場 (鳥取県鳥取市南栄町18番地) 株式会社東京取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年5月8日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき提出しました、持株会社体制への移行に関する臨時報告書及び、平成30年5月11日提出しました訂正臨時報告書の記載事項について、記載すべき事項のうち未定事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

3【訂正内容】

訂正箇所は_を付して表示しております。

(訂正前)

(2) 当該株式移転の目的

略

この取り組みをさらに加速させ、迅速、果敢な意思決定による事業展開と、お客様第一を標榜する経営理念に基づいた戦略を推進するため、持株会社体制に移行し中長期的な企業価値向上の現実を目指しています。

(3) 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

株式移転に係る割当ての内容

未定

その他の株式移転計画の内容

未定

(4) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

未定

(5) 当該株式移転の後の完全親会社となる会社の商号、本店所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産額及び事業の内容

未定

(訂正後)

2) 当該株式移転の目的

略

この取り組みをさらに加速させ、迅速、果敢な意思決定による事業展開と、お客様第一を標榜する経営理念に基づいた戦略を推進する必要があります。これを実現する上で持株会社体制に移行することが効果的であると判断しました。なお、ガバナンス強化の観点からも「経営監督・グループ戦略統括機能」と「業務執行機能」を分離する持株会社体制は適していると考えております。

当社が今後の成長戦略を支える経営体制として持株会社に移行する目的は次のとおりです。

1) スピード経営とポートフォリオ経営の推進

当社グループの全体戦略と、各グループ会社の事業領域における業務執行の意思決定を分離することにより、当社グループ全体の経営効率と意思決定のスピード化を実現させていきます。

また、M&Aを含む新規事業展開、エネルギー変換効率の追究を軸とした技術開発機能やグループ内経営資源の配分を最適化するための機能を強化することで、ポートフォリオ経営を推進していきます。

2) チャレンジ志向とお客様ニーズ即応型組織の構築

持株会社の的確な管理・監督の下、各グループ会社においては市場環境にマッチした事業戦略の推進を図るため、“DSA2021”で掲げる目標達成に向け果敢にチャレンジ志向するお客様ニーズ即応型の組織体制を構築しグループ全体の成長を牽引していきます。

3) 優秀な人材の確保、育成による経営基盤の強化

当社グループの成長においては、優秀な人材の確保と育成は重要な経営課題であります。持株会社化により、経営責任が明確となったグループ会社においては、成長戦略を実現するためにも専門的な人材確保とともに、経営推進のためのリーダ人材の確保や育成を推進し経営基盤を強化していきます。

(3) 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容
 株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

会社名	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 (完全親会社・持株会社)	ダイヤモンド電機株式会社 (完全子会社・当社)
株式移転比率	1	1

(注)

1) 株式移転比率

本株式移転の効力発生日の前日における最終の株主名簿に記載または記録された当社普通株式を保有する株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

2) 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

3) 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独の株式移転によって持株会社(完全親会社)を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、当社の株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、当社の株主の皆様の所有する当社の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

4) 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記3)の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

5) 本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式 3,608,244株(予定)

ただし、上記交付予定株式数は、平成30年3月31日現在の発行済株式数に基づき、平成30年4月1日を効力発生日として1株につき2株の割合で行った株式分割を勘案して計算したものであり、決議した本株式移転の効力発生前に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、当社が保有する自己株式(平成30年3月31日現在の自己株式数に上記株式分割を勘案して計算した株式数51,516株)のうち、実務上消却可能な範囲の株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取により取得する自己株式を含みます。)については、本株式移転の効力発生前に先立ち消却する予定であり、持株会社の普通株式は割当交付されません。

その他の株式移転計画の内容

a) 本株式移転の日程

定時株主総会基準日	平成30年3月31日(土)
本株式移転計画承認取締役会	平成30年5月21日(月)
本株式移転計画承認定時株主総会	平成30年6月22日(金)(予定)
上場廃止日	平成30年9月26日(水)(予定)
純粋持株会社設立登記日(本株式移転効力発生日)	平成30年10月1日(月)(予定)
純粋持株会社上場日	平成30年10月1日(月)(予定)

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により、日程を変更することがあります。

b) その他の株式移転計画の内容

その他の株式移転計画の内容は添付「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

(4) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

本株式移転は、当社単独の株式移転によって持株会社（完全親会社）を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、当社の株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、当社の株主の皆様へ所有する当社の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

(5) 当該株式移転の後の完全親会社となる会社の商号、本店所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
本店所在地	大阪市淀川区塚本1丁目15番27号
代表者の氏名	代表取締役社長 小野 有理
資本金の額	100,000千円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	グループ会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務等

株式移転計画書(写)

ダイヤモンド電機株式会社(以下、「甲」という。)は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下、「乙」という。)を設立するための株式移転(以下、「本株式移転」という。)を行うに当たり、次のとおり株式移転計画(以下、「本計画」という。)を定める。

第1条(乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙1「ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社定款」第2条の記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社とし、英文では、DIAMOND ELECTRIC HOLDINGS Co., Ltd.と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、大阪市とし、本店の所在場所は、大阪市淀川区塚本一丁目15番27号とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、1,460万株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

第2条(乙の設立時取締役の氏名ならびに設立時会計監査人の名称)

1. 乙の設立時取締役(監査等委員である者を除く。)の氏名は、次のとおりとする。

取締役 小野 有理

取締役 前田 真澄

取締役 長谷川 純

2. 乙の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役 入江 正孝

取締役(社外取締役) 吉田 隆司

取締役(社外取締役) 岡本 岳

取締役(社外取締役) 古川 雅和

3. 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

仰星監査法人

第3条(本株式移転に際して交付する株式およびその割り当て)

1. 乙は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる日の前日の最終(以下、「基準時」という。)の甲の株主名簿に記載または記録された甲の株主(以下、「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式移転に際して、本割当対象株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条(乙の資本金および準備金に関する事項)

乙の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

100,000,000円

(2) 資本準備金の額

25,000,000円

(3) 利益準備金の額

0円

第5条(乙の成立の日)

乙の設立の登記をすべき日(以下、「乙の成立の日」という。)は、平成30年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第6条(本株式移転に際して交付する新株予約権およびその割り当て)

1. 乙は、本株式移転に際して、甲が発行している第1回新株予約権（その内容は、別紙2「甲第1回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下、「甲第1回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、甲第1回新株予約権に代わり、基準時における甲第1回新株予約権の総数と同数の乙の第1回新株予約権（その内容は、別紙3「乙第1回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下、「乙第1回新株予約権」という。）を交付する。
2. 乙は、本株式移転に際し、乙の成立の日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に記載または記録された甲第1回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する甲第1回新株予約権1個につき、乙第1回新株予約権1個を割り当てる。

第7条（本計画承認株主総会）

甲は、平成30年6月22日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲は、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場）

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。

第9条（株主名簿管理人）

乙の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第10条（事情変更）

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産または経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、甲は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、または本株式移転を中止することができる。

第11条（本計画の効力）

本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合、乙の普通株式の東京証券取引所への上場について東京証券取引所の承認が得られなかった場合または本株式移転の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかった場合は、その効力を失う。

第12条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、これを決定する。

平成30年5月21日

大阪市淀川区塚本一丁目15番27号
ダイヤモンド電機株式会社
代表取締役社長 小野 有理 印

【別紙1】

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当社は、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社と称し、英文では、DIAMOND ELECTRIC HOLDINGS Co., Ltd.と表示する。

第2条（目 的）

1. 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 変圧器ならびに特殊変圧器、自動車電装部品およびこれに付随する電機器具一式の製造販売
- (2) 冷暖房機器、給湯器、ボイラー等の電子制御装置ならびに着火装置および電磁弁の製造販売
- (3) 通信機器、医療用機器、その他産業機器の電子部品の製造販売
- (4) エレクトロニクス製品および各種電子部品の製造販売
- (5) その他の機器、同部品の製造販売

(6) 前各号に附帯関連する調査、企画、設計、監理、コンサルティングおよび技術・ノウハウの
販売

(7) 損害保険代理業

(8) 上記各号に附帯関連する一切の事業

2. 当社は、前項各号およびこれに附帯関連する一切の事業を営むことができる。

第3条(本店の所在地)

当社は、本店を大阪市に置く。

第4条(機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条(公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、1,460万株とする。

第7条(自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条(単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条(単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第10条(単元未満株式の買増し)

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条(株式取扱規則)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条(株主名簿管理人)

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

第3章 株主総会

第13条(招 集)

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第14条(開催場所)

当社は、大阪市、または隣接都市で株主総会を開催する。

第15条(定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条(招集権者および議長)

1. 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、取締役社長が議長になる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条（決議の方法）

1. 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第20条（員数）

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第21条（選任方法）

1. 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第22条（任期）

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第23条（代表取締役および役付取締役）

1. 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2. 当社は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条（招集権者および議長）

1. 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、取締役社長が議長になる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

第25条（取締役会の招集通知）

1. 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会規則）

当社の取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

第28条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第29条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第31条（監査等委員会の招集通知）

当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第32条（監査等委員会規則）

当会社の監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第33条（選任方法）

1. 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

第34条（任期）

1. 当会社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会時において再任されたものとみなす。

第35条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第36条（会計監査人との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

第37条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第38条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第39条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

第40条（配当金の除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
2. 未払いの期末配当金および中間配当金には、利息を付けないものとする。

附則

第1条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から平成31年3月31日までとする。

第2条（最初の取締役の報酬等）

1. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、年額500,000,000円以内とする。
2. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額70,000,000円以内とする。
3. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の株式報酬型ストックオプションとして取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は、本条第1項および第2項の報酬等の額の範囲内とし、その内容は以下のとおりとする。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当会社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式」という。)は400株とする。

なお、当会社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当会社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当会社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の上限

200個を当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に発行する新株予約権の数の上限とする。ただし、当会社の成立の日以降において、上記(1)に該当する場合には、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価格を払込金額とする。なお、当該払込金額は、同額の当会社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後2年を経過した日から割当日後7年を経過する日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当会社または当会社子会社の取締役、執行役員および従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存在する場合は、地位喪失後12か月以内(ただし、権利行使期間内に限る。)に限り権利行使をなしうるものとする。

その他の権利行使条件は、当会社取締役会が定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当会社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権のその他の情報

上記(1)から(8)の細目および新株予約権に関するその他内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第3条(附則の削除)

本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

【別紙2】

甲第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

ダイヤモンド電機株式会社第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は400株とする。

ただし、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり436,000円

なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と、新株予約権の払込金額の払込債務を相殺するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額 1 円に付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成31年 7 月11日から平成36年 7 月10日まで。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

(1)以下の 、 、 、 又は のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2)新株予約権者が、下記「10.新株予約権の行使の条件」の(1)(2)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9. 端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合は地位喪失後12カ月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）に限り権利行使をなしうるものとする。

(2)新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

11. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子

会社となる場合に限る。) (以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。) をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記10.に準じて決定する。

1.2. 新株予約権の割当日

平成29年7月10日

【別紙3】

乙第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は400株とする。

ただし、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込の要否
金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間
平成31年7月11日から平成36年7月10日まで。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

(1) 以下の、
、
、
又は
のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が、下記「10.新株予約権の行使の条件」の(1)(2)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9. 端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合は地位喪失後12カ月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）に限り権利行使をなすものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

11. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設

合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記10.に準じて決定する。

1.2. 新株予約権を交付する日

平成30年10月1日